

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概要

平成31年第2回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成31年2月4日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」案の概要

「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」案は、県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改正する議案。

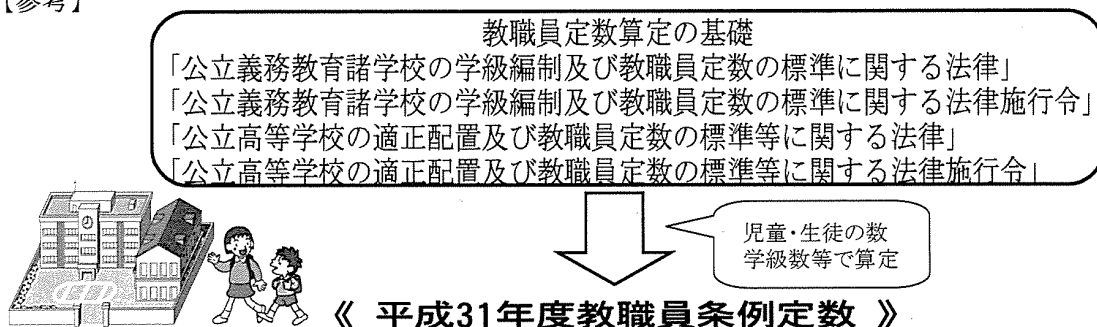
【改正案の内容】

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,099人」を「4,080人」に、「1,895人」を「1,866人」に、「42人」を「44人」に、「10,058人」を「10,154人」に、「16,094人」を「16,144人」に改める。

※施行日 平成31年4月1日

【参考】



区分	H31定数	H30定数	対前年度	増減の主な理由
1 県立高等学校	4,080	4,099	△19	生徒数（収容定員）の減による
2 県立特別支援学校	1,866	1,895	△29	学級数の減による
3 県立中学校	44	42	2	学級数の増による
4 市町村立小・中学校	10,154	10,058	96	学級数の増による
合計	16,144	16,094	50	

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等に伴い、毎年度、学校職員定数を改めるものであることから、異議がない旨を回答した。